

# 中期財政見通し

平成28年3月

神奈川県

## 1 取りまとめの考え方

- 本県では、これまでも中期的な展望のもとに財政健全化を目指してきたが、財政需要に比して不十分な歳入や、義務的経費の比率が高いことによる硬直化した歳出といった根本的な課題の解決には至っておらず、依然として厳しい財政状況にある。
- 「かながわグランドデザイン第2期実施計画」が本格的にスタートするなど、県の様々な施策がネクストステージに入る中であって、これらの施策を着実に推進し、「いのち輝くマグネット神奈川」を実現するためには、本県財政の課題を整理し、中期的な展望のもとに財政運営に取り組んでいく必要がある。
- そこで、今後の財政運営に資するため、平成28年度から32年度までの5年間の中期推計と、県として取り組むべき財源確保対策の方向を示した「中期財政見通し」を取りまとめた。

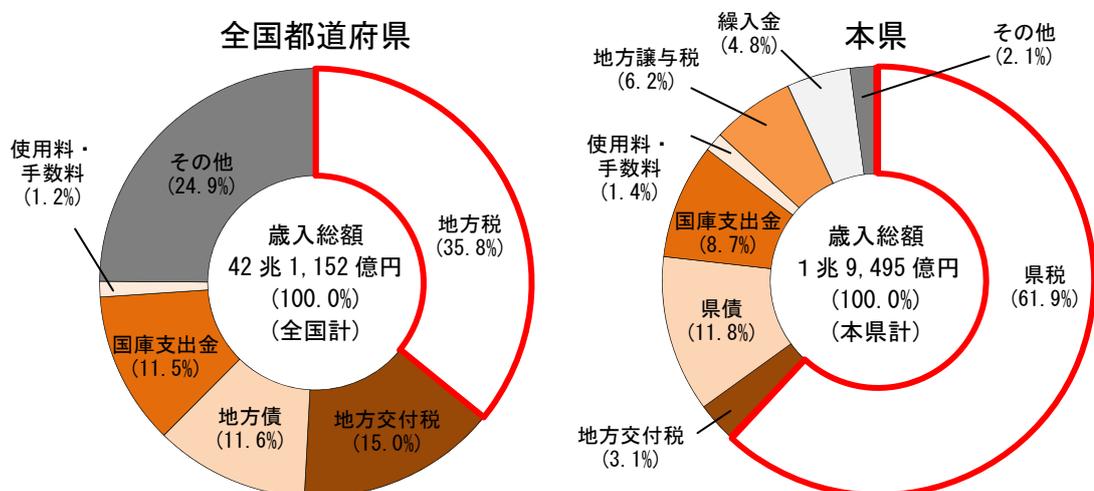
## 2 本県財政の現状と課題

### (1) 歳入

#### ア 不十分な税収

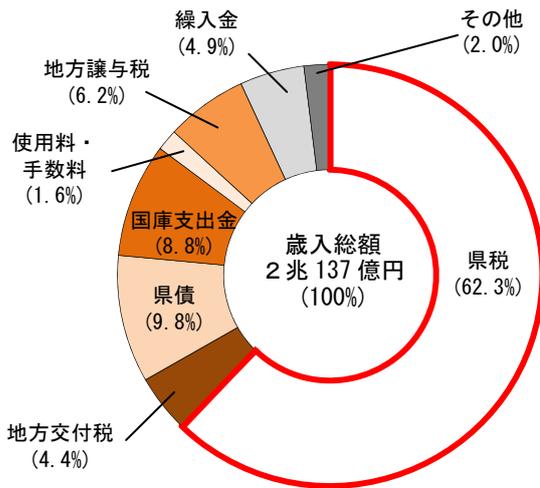
- 本県の歳入の特徴は、県税の割合が高いことにある。平成27年度当初予算ベースで本県と全国とを比較した場合、本県の61.9%に対し、全国は35.8%に止まっている（参考1・2）。
- 税目ごとの内訳を見ると、かつては、法人二税（法人県民税・事業税）を中心とした景気に左右されやすい不安定な構造となっていた（例：法人二税決算額平成元年度 5,221億円、平成11年度 2,184億円）。しかしながら、「三位一体の改革」による所得税から個人県民税への税源移譲や、地方消費税の税率引上げ、法人事業税における外形標準課税の拡大などにより、現在では一定程度の安定化が図られている（例：税収に占める法人二税の割合 平成元年度決算 51.1%、平成28年度当初予算 22.4%）（参考3）。
- 地方自治体の経費には経常的なものが多く、また、一定の行政サービスを確保する必要があることから、税収の安定化は望ましいことであるが、一方で、税収の伸びが、急速な高齢化の進行などによる地方の仕事量の増加に追いついていない実態がある。
- また、地方と国の仕事量は6：4であるにもかかわらず、税源配分は4：6となっているが、地方自治体が、地域の実情に即した施策・事業を自ら判断・決定するためには、こうした状況を改善し、仕事量に見合った税源をしっかりと確保する必要がある（参考4）。

【参考1】一般会計歳入款別内訳（平成27年度当初予算）

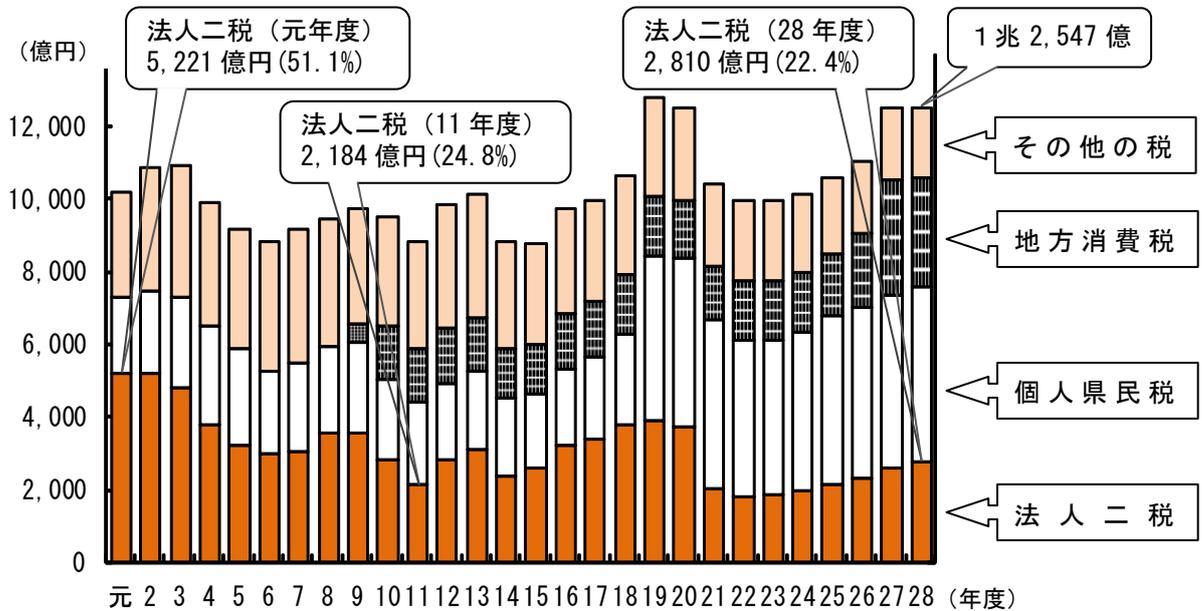


(注) 北海道、福井県、山梨県、三重県、奈良県、鳥取県、徳島県、佐賀県、大分県、宮崎県及び本県は骨格予算のため、福岡県は暫定予算のため、いずれも合計より除く。

【参考2】一般会計歳入款別内訳（平成28年度当初予算）

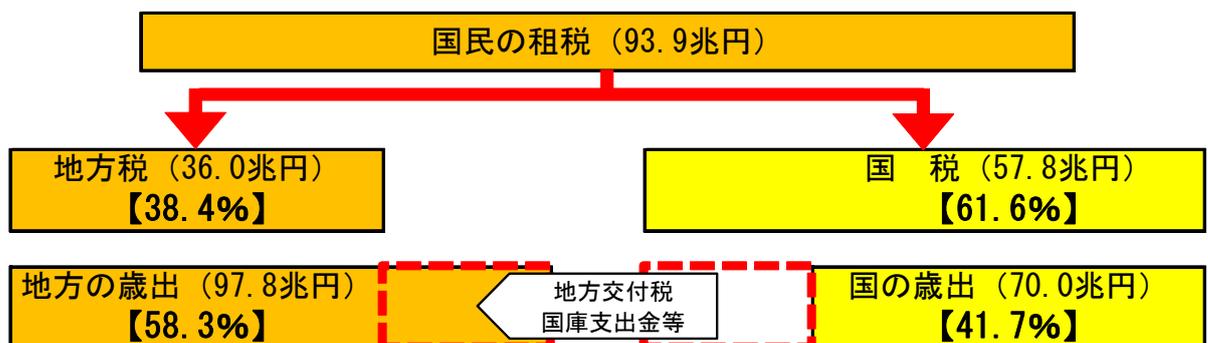


【参考3】県税の推移



(注) 平成28年度は当初予算額、27年度は最終予算額、26年度以前は決算額を示す。

【参考4】国・地方間の財源配分（平成26年度）

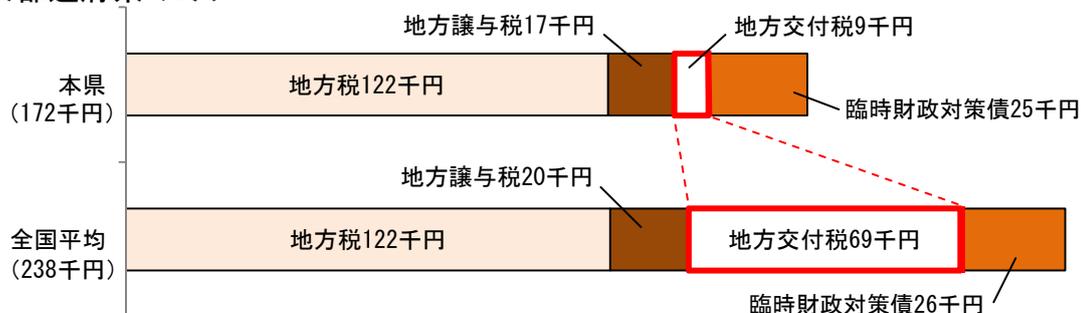


## イ 不十分な地方財政措置

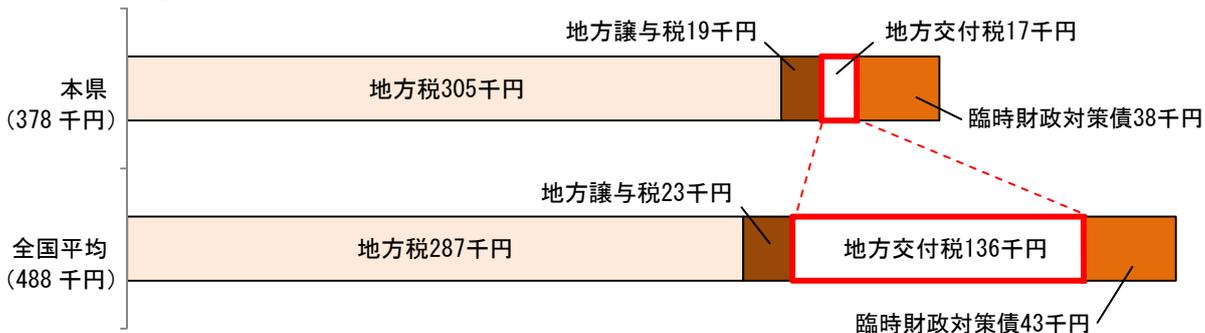
- 地方税と地方交付税の歳入に占める割合について、平成26年度普通会計決算ベースで本県と全国とを比較すると、地方税は全国よりも高い割合（本県 56.2%、全国 34.4%）となる一方で、地方交付税は全国よりも著しく低い割合（本県 4.0%、全国 17.2%）となっている。
- 地方自治体の財政需要は人口規模に応じて増加する傾向にあり、全国第2位の人口を擁する本県は、より多くの一般財源を確保する必要があるが、本県の人口一人当たりの地方税、地方譲与税、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額は、全国で最下位である（別紙1）。また、3政令市を含む市町村分を合わせても、埼玉県に次いで全国で2番目に少ない状況にある（別紙2）。
- その内訳を見ると、本県の人口一人当たりの地方税は12万2千円で全国平均と同額だが、地方交付税は全国平均の6万9千円に対してわずか9千円であり、交付団体46道府県で最下位である（参考5）。
- このような傾向は、都市部にある愛知県や埼玉県、千葉県などでも見られるものであり、これは、地方交付税の算定において、大都市圏の財政需要が適切に反映されていないことが原因と考えられる。

### 【参考5】人口一人当たり地方税・地方譲与税・地方交付税・臨時財政対策債の合計

#### <都道府県のみ>



#### <市町村分を含む>



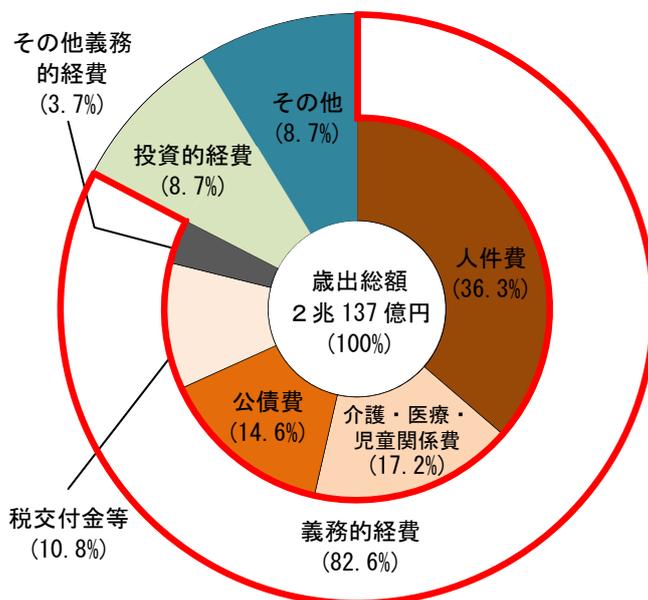
(注) 平成26年度普通会計決算ベース。

## (2) 歳出

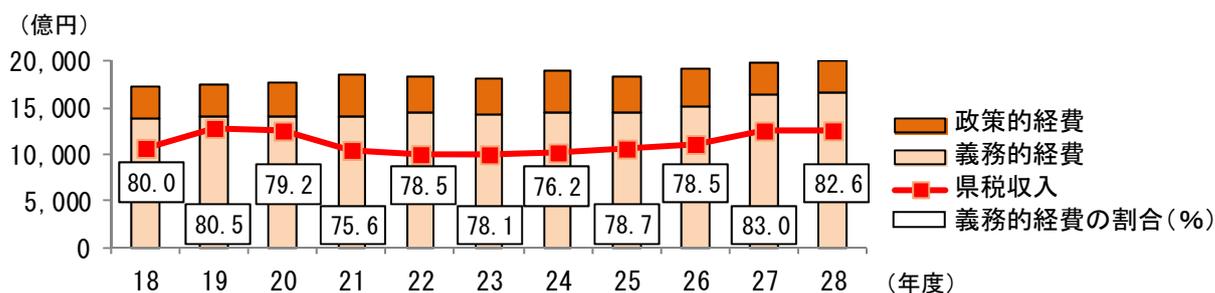
### ア 硬直化した歳出

- 本県は、行政サービスの根幹である義務的経費（人件費、介護・医療・児童関係費、公債費など）の歳出総額に占める割合が高く、硬直的な財政構造となっている（平成18年度に8割に達して以来、8割前後で推移）。このため、景気変動などにより歳入が落ち込んだ場合であっても経費削減の余地が少ないことから、しばしば危機的な財政状況に直面してきた（参考6・7）。
- こうした中、本県では、義務的経費であっても、職員定数の削減等による人件費の抑制や、県債管理目標に基づく県債の発行抑制に努め、将来の公債費負担の抑制を行うなど、総額抑制に継続して取り組んできた。
- しかしながら、今後、歳入の大幅な増加が見込めない中であって、介護・医療・児童関係費や公債費は確実に増加することから、政策的経費の確保が困難な状況となることを見込まれる。

【参考6】歳出性質別予算額（平成28年度当初予算）



【参考7】義務的経費等の推移



(注1) 平成28年度は当初予算額、27年度以前は最終予算額（県税収入は26年度までは決算額）を示す。

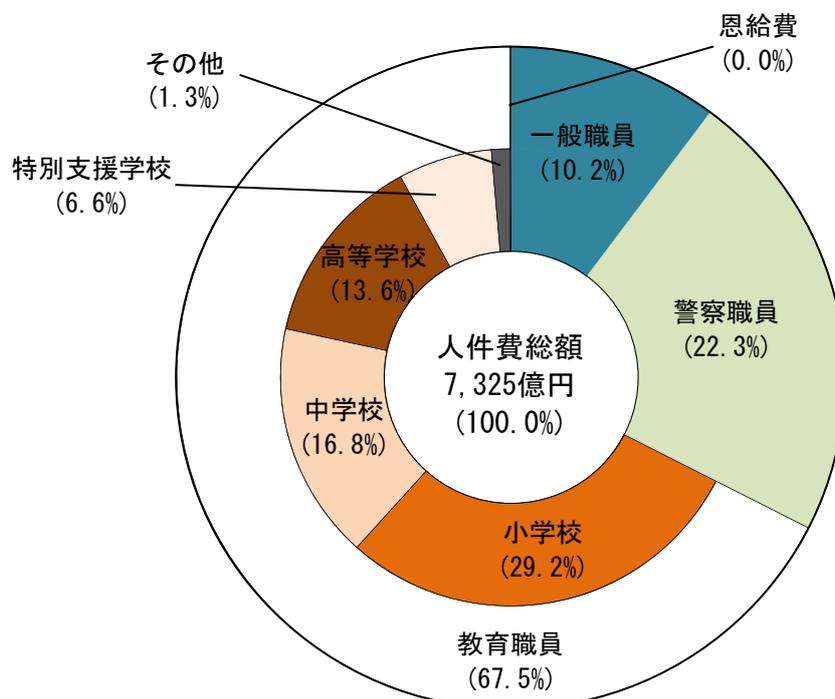
(注2) 平成21年度までの義務的経費には、臨時財政対策債の特別会計への計上分を含む。

## イ 個別の経費の状況

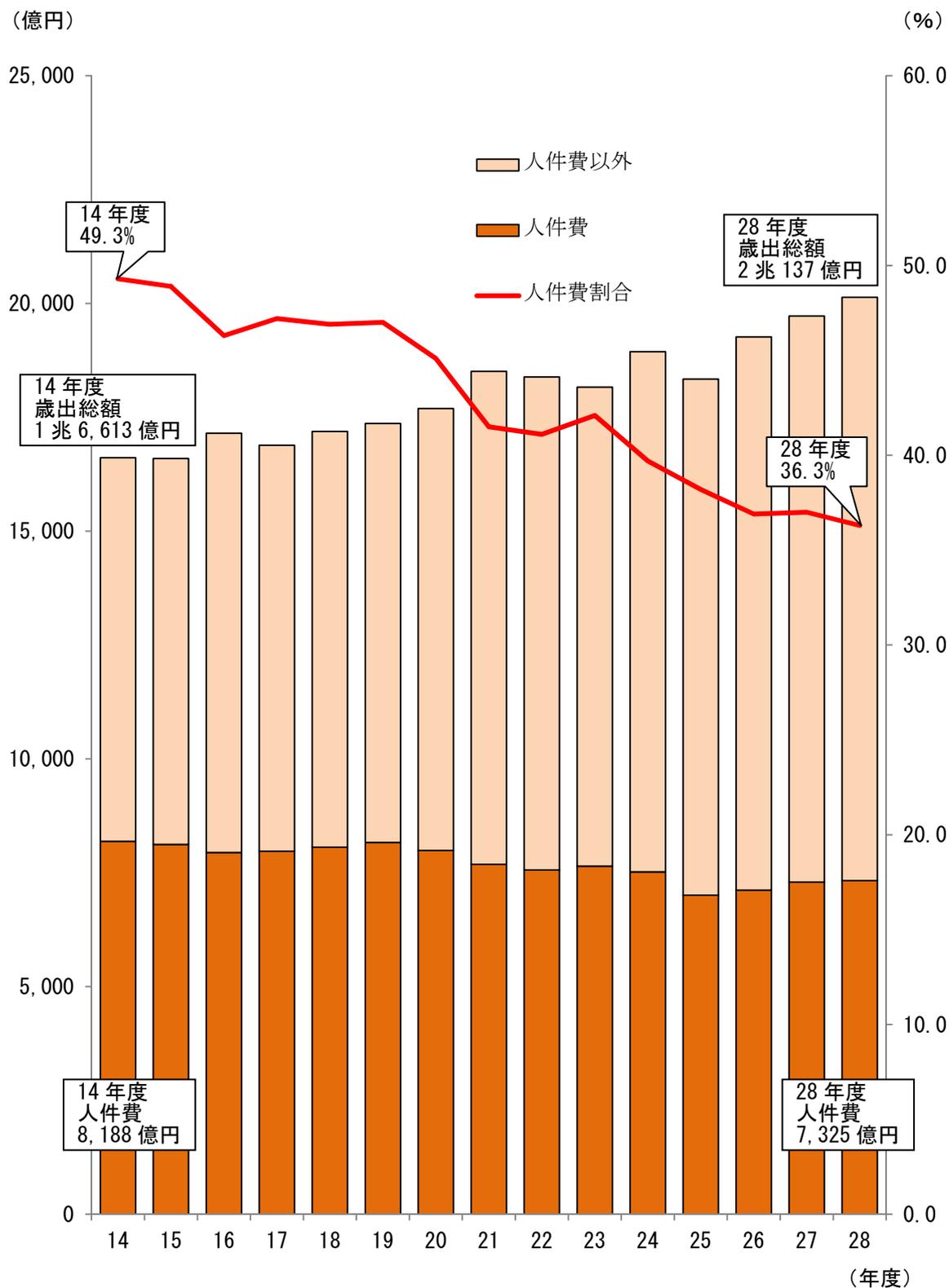
### (7) 人件費

- 全国第2位の人口を擁する本県は、必然的に人件費が多くなる傾向にあり、歳出総額に占める割合は、ピーク時には約5割だった。
- このうち、本県の人件費全体の約9割を占める教育職員と警察職員は、法令により配置基準が定められており、かつ、定数配置が行政サービスそのものに直結することから、厳しい財政状況の中でも必要数を確保する必要がある（参考8）。
- こうした中、本県では、全国に先駆けて平成9年度から行政システム改革に取り組み、業務プロセスの徹底的な見直しや庶務事務のアウトソーシングなどにより、一般職員数の削減や、給与制度の見直しによる総人件費の抑制に努めてきた。
- その結果、人件費の割合が最も高かった平成14年度決算と比較すると、平成28年度当初予算では、人件費の割合は49.3%から36.3%に低下し、人件費総額も863億円減少した（参考9）。また、人口一人当たりの人件費を全国で比較すると、平成26年度普通会計決算ベースで、本県は7万8千円と最も低くなっている（別紙3）。
- なお、県費負担教職員制度の見直しにより、現在、県が負担している政令市の小中学校の教職員の人件費を、平成29年度からは政令市が負担するため、本県の人件費の割合は更に低下する（別紙4）。

【参考8】人件費の内訳（平成28年度当初予算）



【参考9】人件費の推移



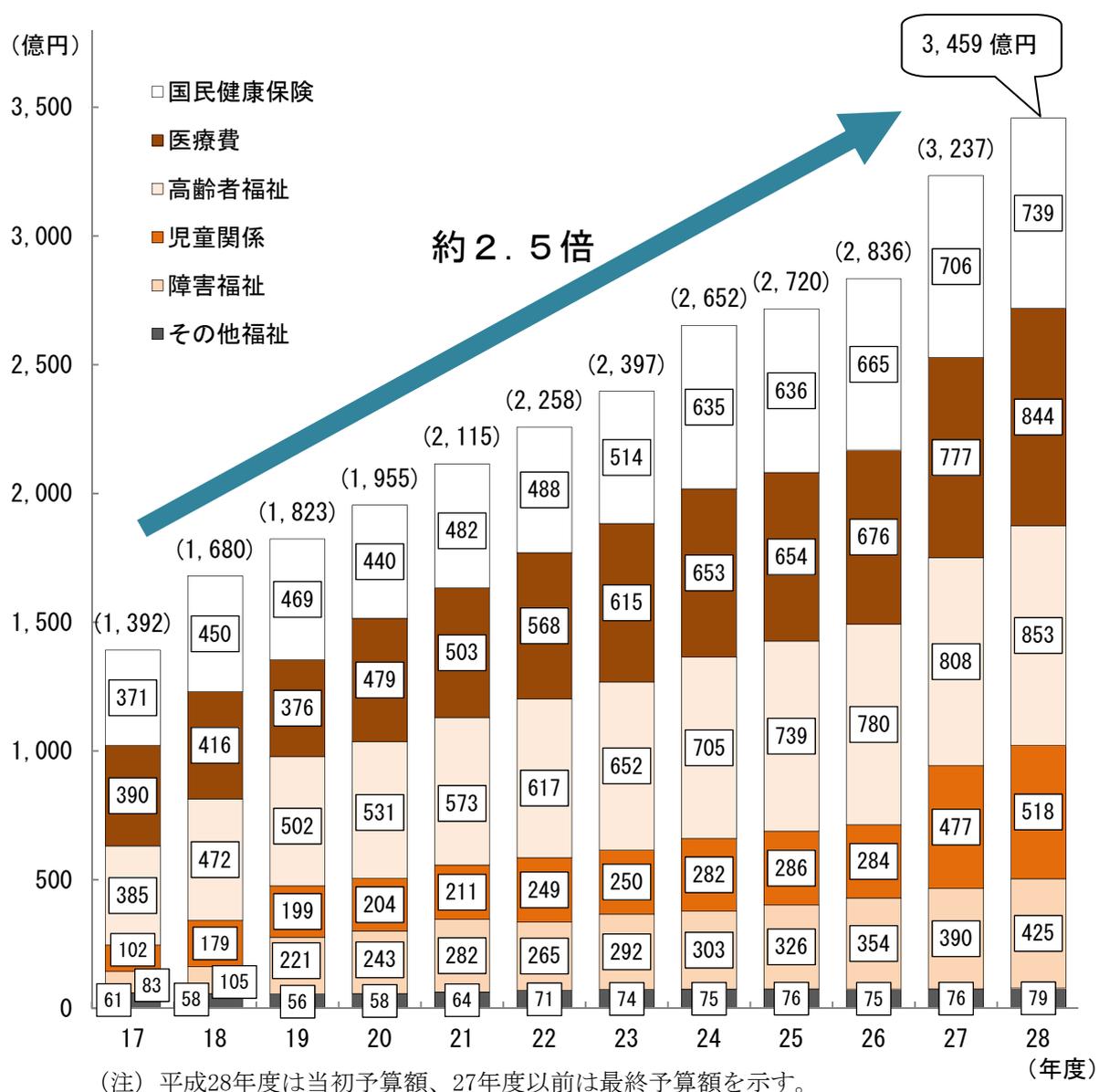
(注1) 平成28年度は当初予算額、27年度以前は最終予算額を示す。

(注2) 平成21年度までの歳出総額には、臨時財政対策債の特別会計への計上分を含む。

#### (イ) 介護・医療・児童関係費

- 義務的経費の中でも、特に顕著な伸びを示しているのが、介護・医療・児童関係費であり、「三位一体改革」前の平成17年度と比較すると、約2.5倍もの伸びとなっている（参考10）。
- これは、社会保障制度改革により新たな県負担が導入されたことや、急速な高齢化の進行に伴い介護給付費負担金や医療費が大幅に増加していること、児童福祉や障害福祉の分野において、従来は政令・中核市が負担していた費用の一部が県負担となったことが、主な原因である。

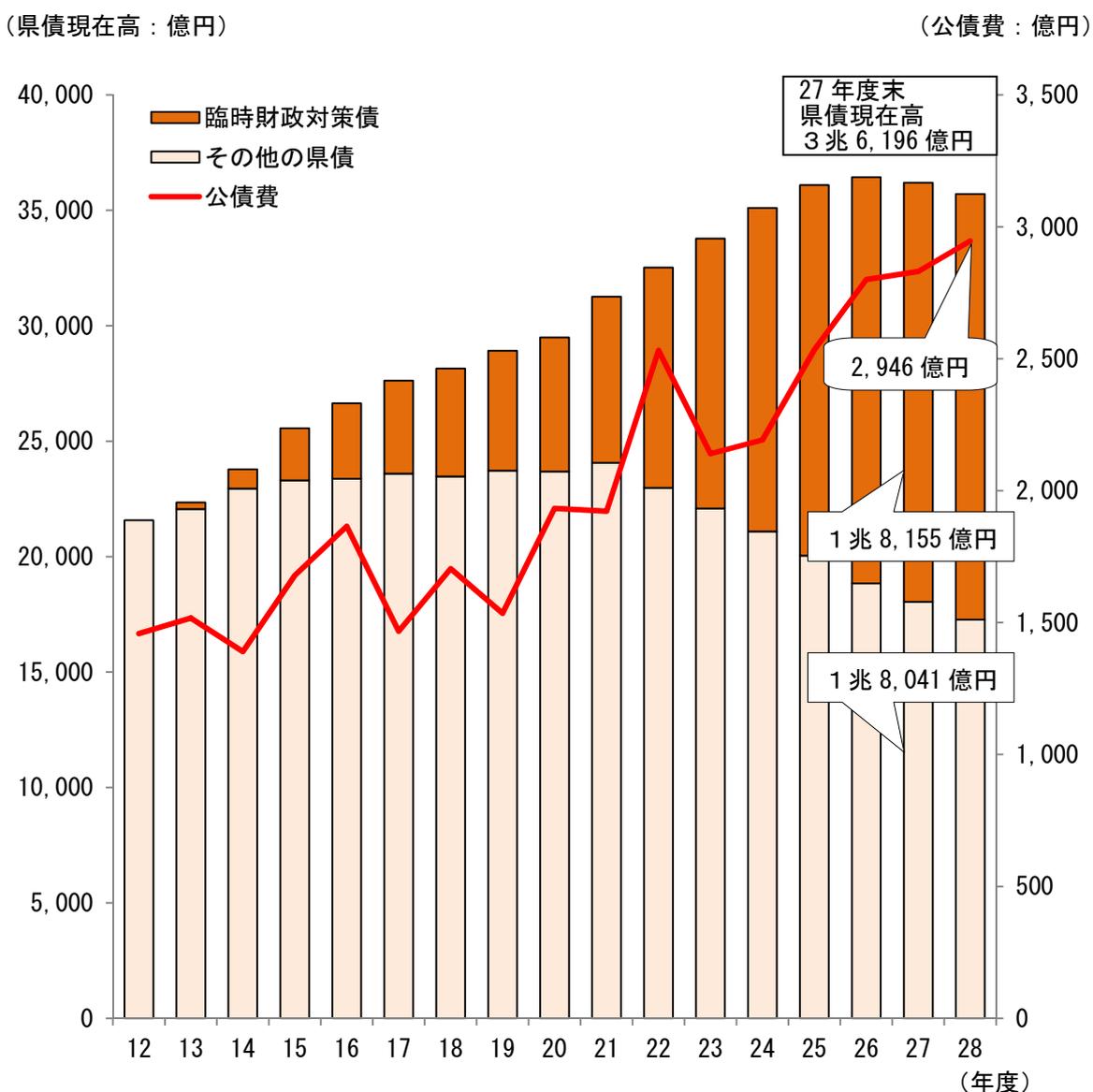
【参考10】介護・医療・児童関係費の推移



#### (ウ) 公債費

- 公債費は、平成17年度は1,467億円だったが、平成22年度には2,000億円を突破し、平成28年度当初予算では、10年前の約2倍の2,946億円となっている（参考11）。これは、平成13年度から地方交付税の代替措置として導入された臨時財政対策債の大量発行を余儀なくされ、その償還が本格化していることが主な原因である。
- なお、その他の県債の発行を継続して抑制してきた結果、県債の残高は平成27年度から減少に転じることとなった。

【参考11】 県債年度末現在高・公債費の推移



(注1) 平成28年度は当初予算額、27年度は最終予算額、26年度以前は決算額を示す。

(注2) 平成21年度までは公債管理特別会計で計上した臨時財政対策債を含む。

## (イ) 県公共施設の老朽化対策

- 県有施設は、高度経済成長期にかけて行った集中的な整備の結果、建設後30年以上経過したものが約6割を占めており、また、都市基盤施設についても、老朽化の度合いは同様で、今後、老朽化対策等に多額の費用が生じることが見込まれる（参考12）。

### 【参考12】主な施設の状況

| 分類     | 個別施設類型 | 主な施設規模                  | 老朽化の状況                              |
|--------|--------|-------------------------|-------------------------------------|
| 県有施設   | 庁舎等施設  | 223施設、1,313棟、約108万㎡     | 建築後30年以上の建物が約53%                    |
|        | 警察関連施設 | 647施設、1,005棟、約44万㎡      | 建築後30年以上の建物が約52%                    |
|        | 公営住宅   | 204施設、2,203棟、約266万㎡     | 建築後30年以上の建物が約63%                    |
|        | 学校施設   | 175施設、2,370棟、約233万㎡     | 建築後30年以上の建物が約78%                    |
| 都市基盤施設 | 道路施設   | 133路線、総延長1,067km        | 建設後50年以上の橋梁が約32%                    |
|        | 河川管理施設 | 113河川、総延長755km          | 建設後20年以上の河川構造物（堰、水門、樋門・樋管、ダム等）が約65% |
|        | 砂防関係施設 | 1,928箇所、面積5,618ha       | 設置後50年以上の砂防堰堤が約6割                   |
|        | 海岸関係施設 | 13海岸、総延長約45km           | 建設後40年以上の施設が約55%                    |
|        | 下水道施設  | 2流域下水道、処理面積26,355ha     | 建設後40年以上の管渠が約10%                    |
|        | 港湾施設   | 4港湾 区域約210ha            | 建設後40年以上の施設が約40%                    |
|        | 公園施設   | 26公園、面積656ha            | 開園後30年を経過した施設が約半数                   |
|        | 土地改良施設 | 30箇所、延長約143km           | 建設後40年以上の施設が約6割                     |
|        | 治山施設   | 谷止工 約7,800個             | 建設後50年以上の谷止工が約5%                    |
|        | 林道施設   | 68路線、総延長385km           | 建設後50年以上の橋梁が約23%                    |
|        | 海岸保全施設 | 2箇所、延長約4km              | 建設後50年を経過した施設が殆ど                    |
|        | 漁港施設   | 2施設、延長約8km              | 建設後50年を経過した施設が約3割                   |
| 公営企業施設 | 水道事業施設 | 管路延長7,399km             | 口径75mm以上で老朽管割合が約17%                 |
|        | 電気事業施設 | 水力発電所13箇所<br>発電出力約35万kW | 建設から70年を経過した施設がある                   |

### 3 中期推計（平成28～32年度）

#### (1) 推計の前提条件

- 平成28年度は当初予算額とし、平成29～32年度は次の与件で推計した。

| 区 分    |                       | 与 件  |   |
|--------|-----------------------|--|---|
| 歳<br>入 | 県税・地方譲与税              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人所得や企業収益の動向、「中長期の経済財政に関する試算」で示された名目GDP成長率等を踏まえて推計。</li> <li>・ 税制改正（消費税率の10%への引上げ等）による影響を見込む。</li> <li>・ 法人二税の超過課税は、現行の適用期限（平成32年10月）まで見込む。</li> <li>・ 個人県民税の超過課税は、現行の適用期限（平成28年度分）まで見込む。</li> <li>・ 県費負担教職員制度の見直しの影響を見込む。</li> </ul> |   |
|        | 地方交付税                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税の推計、「平成28年度地方財政計画」、「中長期の経済財政に関する試算」等を勘案して推計。</li> <li>・ 県費負担教職員制度の見直しの影響を見込む。</li> </ul>  |   |
|        | 県 債                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時財政対策債は、平成29年度以降も制度が継続されるものとして推計。</li> <li>・ 通常の県債は、平成28年度当初予算額と同額で見込む。</li> </ul>   |   |
|        | そ の 他                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国庫支出金等の特定財源は、事業費連動で推計。</li> </ul>   |   |
| 歳<br>出 | 義<br>務<br>的<br>経<br>費 | 人 件 費  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行定数をベースに見込むが、教育職員については、児童・生徒数の自然増減等による法分増減を見込む。</li> <li>・ 定昇率等は、任命権者ごとに傾向値を踏まえて推計。</li> <li>・ 県費負担教職員制度の見直しの影響を見込む。</li> </ul> |
|        |                       | 公 債 費  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行利率は、「中長期の経済財政に関する試算」で示された名目長期金利に連動させて推計。</li> </ul>  |
|        |                       | 介護・医療・児童関係費  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年の増加傾向を踏まえて推計。</li> </ul>   |
|        |                       | そ の 他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税交付金等は、県税に連動させて推計。</li> </ul>  |
|        | 政 策 的 経 費             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、平成28年度当初予算額と同額で見込む。</li> </ul>  |   |

## (2) 推計結果

(単位：億円)

| 区 分                  | 28年度<br>当初予算  | 29年度          | 30年度          | 31年度          | 32年度           |
|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 県税・地方譲与税             | 13,802        | 12,580        | 13,410        | 13,150        | 13,270         |
| 地方交付税                | 890           | 880           | 780           | 890           | 900            |
| 県 債                  | 1,966         | 1,940         | 1,820         | 1,970         | 1,980          |
| うち臨時財政対策債            | 1,220         | 1,190         | 1,070         | 1,220         | 1,230          |
| そ の 他                | 3,478         | 2,250         | 2,090         | 2,140         | 2,100          |
| <b>歳入合計 (A)</b>      | <b>20,137</b> | <b>17,650</b> | <b>18,100</b> | <b>18,150</b> | <b>18,250</b>  |
| 人 件 費                | 7,325         | 5,210         | 5,200         | 5,170         | 5,120          |
| 公 債 費                | 2,946         | 2,910         | 3,000         | 3,080         | 3,260          |
| 介護・医療・<br>児童関係費      | 3,459         | 3,750         | 3,730         | 3,910         | 4,060          |
| そ の 他                | 2,906         | 3,030         | 3,520         | 3,490         | 3,660          |
| 義務的経費                | 16,638        | 14,900        | 15,450        | 15,650        | 16,100         |
| 政策的経費                | 3,498         | 3,450         | 3,450         | 3,450         | 3,450          |
| <b>歳出合計 (B)</b>      | <b>20,137</b> | <b>18,350</b> | <b>18,900</b> | <b>19,100</b> | <b>19,550</b>  |
| <b>財源不足額 (A - B)</b> | <b>0</b>      | <b>△ 700</b>  | <b>△ 800</b>  | <b>△ 950</b>  | <b>△ 1,300</b> |
| <b>5年間の財源不足額</b>     |               |               |               |               | <b>△ 3,750</b> |

## 4 財源対策の基本方向

### (1) 当面の対策

#### ア 地方交付税の確保

##### (7) 地方交付税総額の確保と臨時財政対策債の廃止

- 地方交付税は、国の責任において地方の財政運営に必要な額が確保されるものであるが、現状では、その総額が十分に確保されていないことから、国税から地方交付税に算入する法定率の引上げにより総額を確保するよう国に求めていく。
- また、平成13年度に導入された臨時財政対策債は、国が確保すべき地方交付税の財源不足に対応するために代替措置として導入されたものであるが、地方自治体の財政の硬直化につながる公債費増大の最大の要因となっていることから、速やかに廃止し、本来の地方交付税に復元するよう国に求めていく。

##### (イ) 本県の財政需要に見合った地方交付税の確保

- 本県は大都市圏に位置し、土地価格が高いなど、行政コストが割高になる特徴があるにもかかわらず、地方交付税の算定では、こうした経費が的確に算定されていないことから、確実に反映できるよう算定方法の見直しを求めていく。
- また、社会保障関係費の算定において、その充実分に係る経費が的確に算定されていないことや、今後、急速に高齢化が進み、介護・医療関係費などの財政需要の大幅な増加が見込まれることから、こうした状況を踏まえた適切な算定が行われるよう、併せて国に求めていく。

#### イ 地方法人税の地方税への復元

- 平成26年度税制改正で創設された地方法人税は、地方税の一部を国税化して地域間の税収格差の是正を図るもので、地方分権に反し極めて不適切であることから、速やかに地方税に復元するよう、国に求めていく。

#### ウ 収入確保のための取組みの推進

##### (7) 収入未済金の圧縮

- 県税収入を確保するため、収入未済金の圧縮及び徴収率の向上を図るとともに、県税以外の収入についても、サービスの積極的な活用などにより、収入未済金を圧縮する。

##### (イ) 県有財産の有効活用

- 県有施設において、貸付けや広告掲載等による活用を一層推進し、貸付料等の収入を増額する。

#### (ウ) 使用料・手数料の適正化

- 使用料・手数料について、受益者負担の原則の観点から、物価水準や人件費の動向、類似施設の実態などを踏まえ、更なる適正化に取り組む。

#### (エ) 寄附文化の醸成

- 魅力ある施策を展開し、積極的に発信して県の施策への共感を得ることで、かながわキンタロウ寄附金への寄附を促進し、併せて本県の寄附文化の醸成を図る。また、クラウドファンディングなどの新たな手法についても積極的に活用していく。

### エ 既存施策・事業の徹底的な見直し

- すべての事業に時限と成果指標を設定した上で、平成29年度から本格導入する公会計の活用により、人件費を含めたトータルコストを把握し、事業間比較や経年比較を行うなど、徹底した成果検証を行う。
- また、社会経済状況の変化に適切に対応するためには、新たな事業にも積極的に取り組んでいく必要があるが、そのための財源確保については、既存施策・事業の見直しにより確保する「スクラップ・アンド・ビルド」方式を更に徹底する。

### オ 民間活力の活用

- 社会経済状況の変化に伴い、県民の行政ニーズが高度化・多様化している中、企業やNPOなど、多様な公的サービスの担い手が積極的な活動を展開している。
- こうしたことを踏まえ、簡素で効率的な行政運営を実現し、サービス水準の維持向上やコストの節減を図るため、民間活力の活用を更に推進する。

### カ 効果的・効率的な施設整備の推進

- 公共施設の老朽化対策については、今後多額の費用が生じることが見込まれることから、施設の集約化や民間活力の導入など、様々な整備手法に積極的に取り組む。
- なお、持続可能な財産経営を効率的に実現するため、平成28年度中に「（仮称）県公共施設の財産経営戦略」を策定する予定である。

## (2) 中長期を見据えた対策

### ア 地方税源の充実・強化

- 地方と国の仕事量（6：4）と税源配分（4：6）とのギャップを解消し、仕事量に見合った税源を確保するため、国に対し、消費税と地方消費税との配分の見直しや、所得税から住民税への一層の税源移譲などによる地方税源の充実強化を求めていく。

### イ 神奈川独自の政策による財政基盤の強化

#### (ア) 経済のエンジンを回すことによる税収確保

- 「国家戦略特区」、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」、「さがみロボット産業特区」などを活用し、県内の企業活動を活性化する取組みを強力に推進するとともに、新たな企業誘致施策である「セレクト神奈川100」により県外・国外からの企業誘致を促進することで、税収確保につなげる。

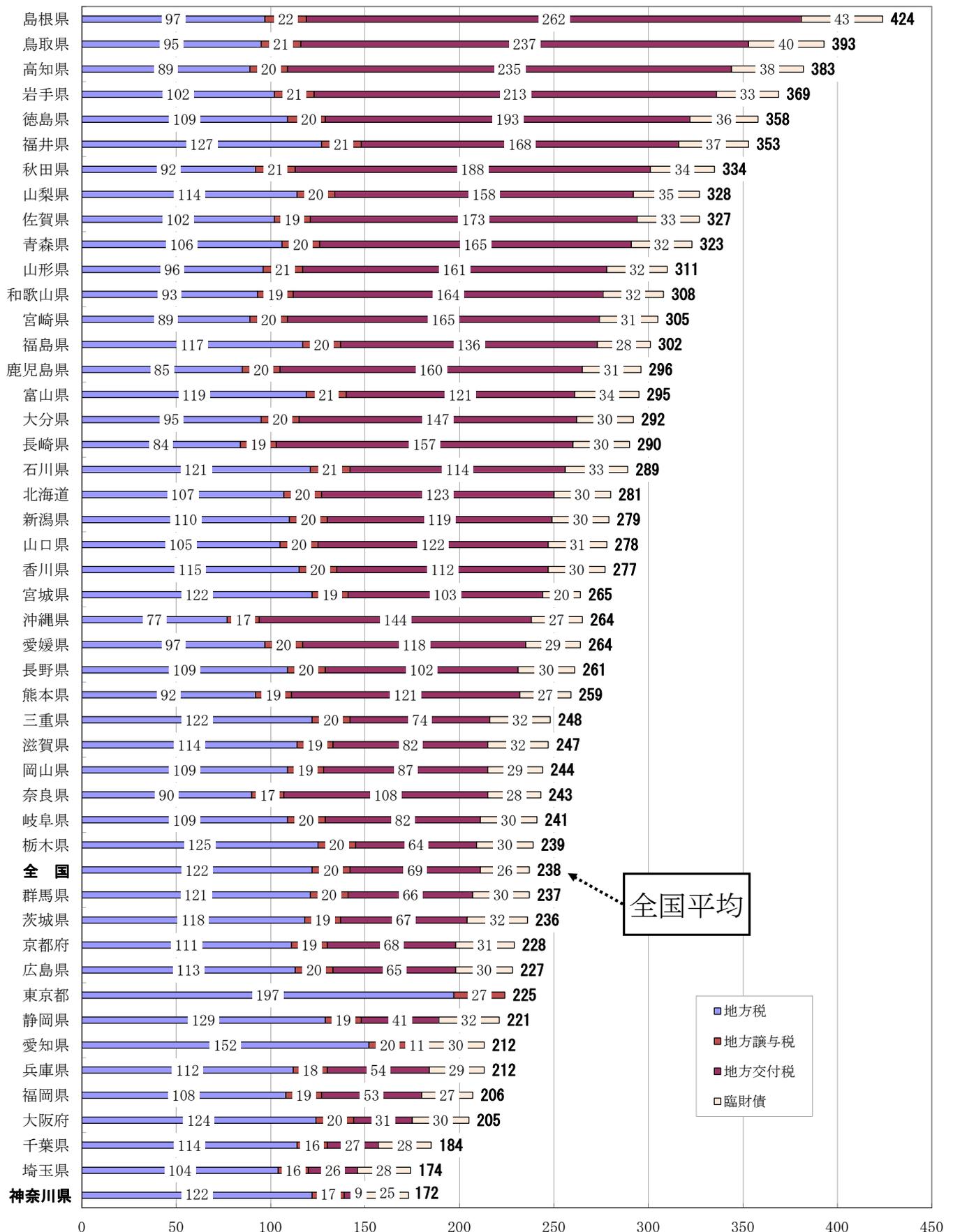
#### (イ) 健康長寿社会の実現による将来的な歳出抑制

- 「未病を治すかながわ宣言」に基づき、ライフステージに応じた「未病を治す」取組みや、「未病を治す」環境づくりに向けた取組みを推進し、健康寿命を延ばし、いつまでも元気で生き生きと暮らせる社会を実現することにより、将来的な介護や医療に係る歳出の抑制につなげる。

### ウ 新たな県債管理目標の設定

- 「平成30年度までにプライマリーバランスを黒字化」及び「平成35年度までに県債全体の残高を減少」という目標は達成したものの、公債費は今後も増加する。
- そこで、公債費負担の減少を目指し、「平成35年度までに県債全体の残高を2兆円台に減少」を新たな目標として設定する。

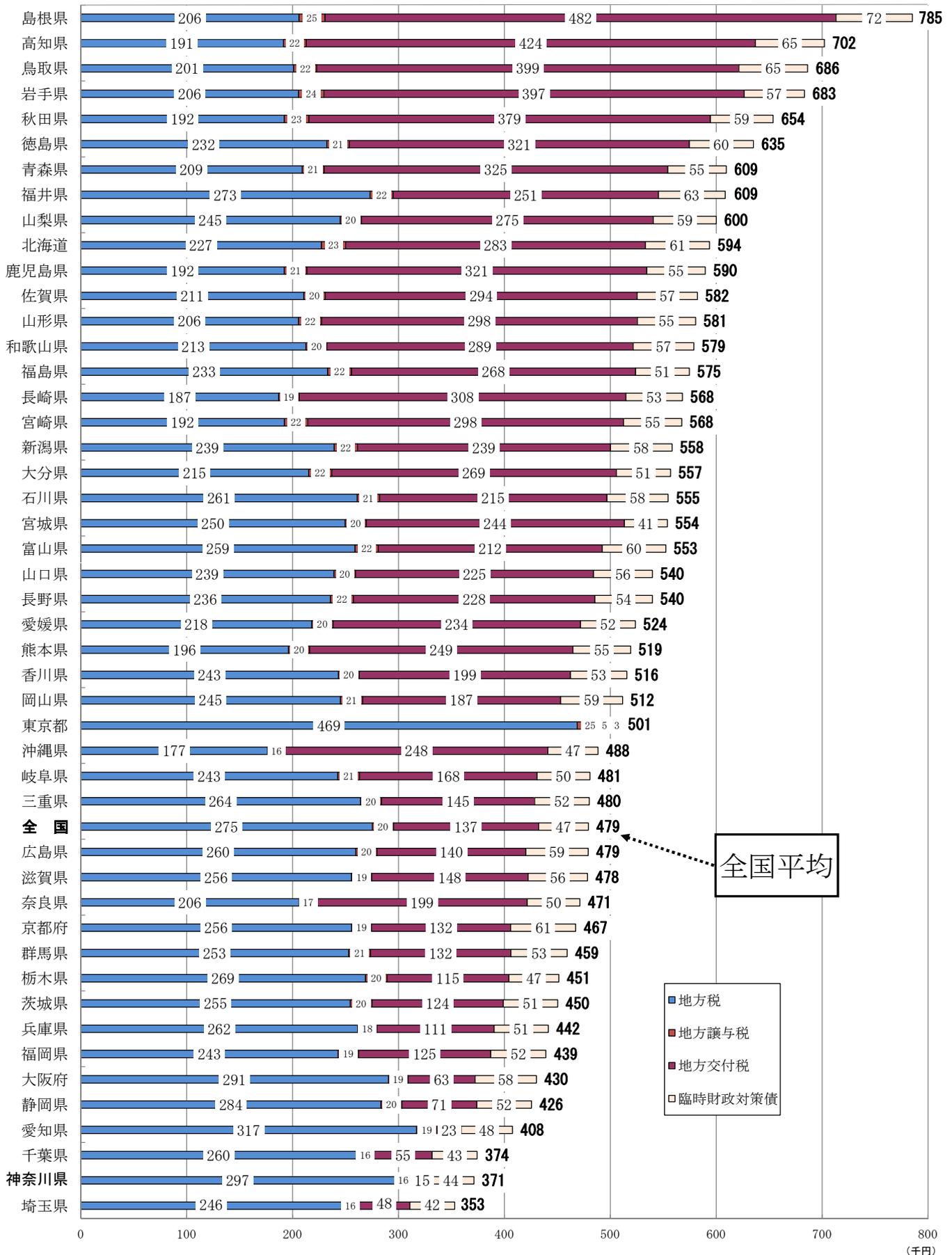
人口1人当たり地方税・地方譲与税・地方交付税・臨時財政対策債【都道府県分】（平成26年度普通会計決算）



(注1) 人口は、平成27年1月1日現在住民基本台帳人口  
 (注2) 千円未満四捨五入のため、合計に符合しないことがある。

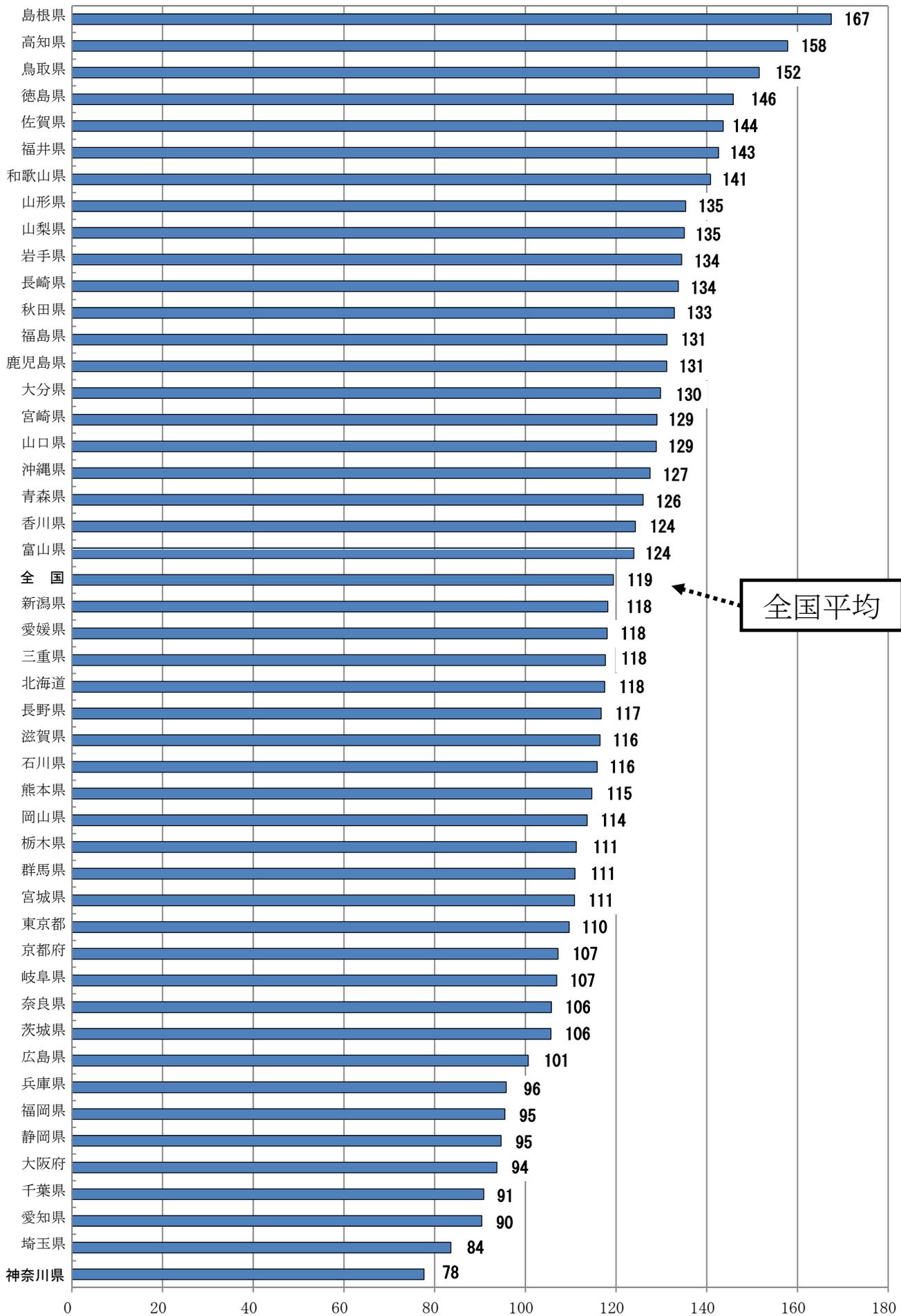
# 別紙 2

人口1人当たり地方税・地方譲与税・地方交付税・臨時財政対策債【市町村分を含む】（平成25年度普通会計決算）



(注1) 人口は、平成26年1月1日現在住民基本台帳人口  
 (注2) 千円未満四捨五入のため、合計に符合しないことがある。

人口1人当たり人件費(平成26年度普通会計決算)



(注) 人口は、平成27年1月1日現在住民基本台帳人口

(千円)

## 県費負担教職員の給与負担等の政令市への移譲

### 1 現状の県と政令市との関係とその見直し

<現 行>

| 区 分         | 政令市 | 政令市以外の市町村 |
|-------------|-----|-----------|
| 人事<br>(任命)権 | 政令市 | 県         |
| 給与の決定       |     |           |
| 給与負担・支給     |     |           |

任命権者と給与負担者が不一致（ねじれ現象）

<見直し>

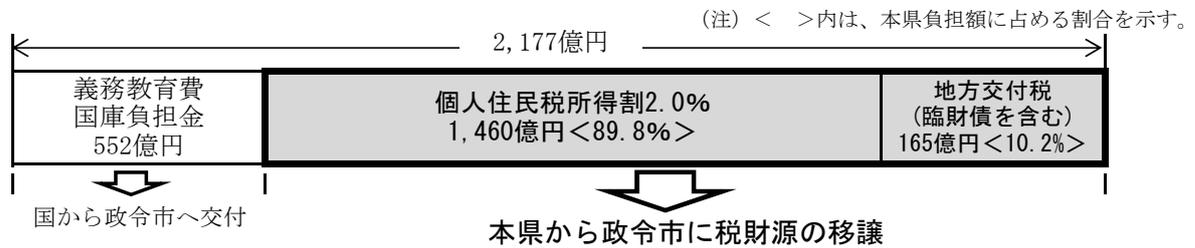
| 区 分         | 政令市 | 政令市以外の市町村 |
|-------------|-----|-----------|
| 人事<br>(任命)権 | 政令市 | 県         |
| 給与の決定       |     |           |
| 給与負担・支給     |     |           |

教育現場に近い市町村が地域の実態に合った教育を自主的・主体的に責任を持って展開

### 2 道府県・政令市合意 平成25年11月14日

- 道府県からの政令市への税源移譲：個人住民税所得割2.0%
- 地方税以外は、地方交付税（臨時財政対策債を含む）で財源措置
- 政令市・道府県の双方にとって、財政運営への影響を最小限にし、財政中立を基本として国が地方財政措置を検討し適切に講じることを前提とする

#### 移譲する財源構成



#### 移譲による本県予算への影響（平成28年度当初予算ベース）

